

評価料金表

別添 評価料金(第27条第1項)

表1 (評価料金)

評価料金は次のとおりとする。(室内空気中の化学物質の濃度等を除く)

(消費税別)

一戸建ての住宅					
設計住宅性能評価	種別	延べ床面積	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超
		設計住宅性能評価		47,500	57,000
	変更設計住宅性能評価		23,500	28,500	38,000+S×9,500
	型式性能認定を受けた設計住宅性能評価		42,500	51,000	68,500+S×17,000
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (当センターで設計住宅性能評価を行っている場合)		85,500	95,000	114,000+S×19,000
	建設住宅性能評価 (当センター以外で設計住宅性能評価を行っている場合)		104,500	114,000	133,000+S×19,000
	変更建設住宅性能評価		28,500	33,000	38,000+S×9,500
	再検査料金		14,000	16,000	19,000+S×4,700
	型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅 の検査回数1回あたりの料金の減額		14,000	16,000	19,000+S×4,700

評価料金表

表2 (評価料金)

(消費税別)

共同住宅										
設計住宅性能評価	延べ床面積	500㎡以下	500㎡超 1,000㎡以下	1,000㎡超 2,000㎡以下	2,000㎡超 5,000㎡以下	5,000㎡超 10,000㎡以下	10,000㎡超 20,000㎡以下	20,000㎡超 30,000㎡以下	30,000㎡超	
	種別									
	設計住宅性能評価	85,700 +M×6,600	95,200+S×23,800+M×6,600					2,095,200 +S×4,700 +M×6,600		
	変更設計住宅性能評価	A×7,600 +Mc×5,700	(A+2)×(S×2,300+9,500)+Mc×5,700							
	型式性能認定を受けた設計住宅性能評価	68,500 +M×6,600	S×21,900+85,700+M×6,600							
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (当センターで設計住宅性能評価を行っている場合)	N×41,500 +M×B+C +M×4,000	N×66,000 +M×B+C +M×4,000	N×94,300 +M×B+C +M×4,000	N×113,200 +M×B+C +M×4,000	N×141,500 +M×B+C +M×4,000	N×188,600 +M×B+C +M×4,000	N×254,700 +M×B+C +M×4,000	N×301,800 +M×B+C +M×4,000	
	建設住宅性能評価 (当センター以外で設計住宅性能評価を行っている場合)	N×56,600 +M×12,200 +M×4,000	N×90,500 +M×12,200 +M×4,000	N×129,200 +M×12,200 +M×4,000	N×188,600 +M×12,200 +M×4,000	N×283,000 +M×12,200 +M×4,000	N×330,100 +M×12,200 +M×4,000	N×375,000 +M×12,200 +M×4,000	N×420,000 +M×12,200 +M×4,000	
	変更建設住宅性能評価	41,900 +M×4,700	66,600 +M×4,700	95,200 +M×4,700	114,200 +M×4,700	142,800 +M×4,700	190,400 +M×4,700	257,100 +M×4,700	304,700 +M×4,700	
	再検査料金									
	追加検査料金	66,600+R×4,700				個別取り決め				
	型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅の検査回数1回あたりの料金の減額	41,900	66,600	95,200	114,200	142,800	190,400	257,100	304,700	

S: 評価対象住棟の延べ面積から500平方メートルを減じ、200平方メートルで除し、小数点以下を切り捨てた数値

M: 評価対象戸数

N: 検査回数(N=4: 3階以下、N=5: 4～9階、N=6: 10階～16階、以下7階毎にNは1ずつ増加)

A: 計画変更のうち、火災安全性・劣化対策・維持管理の各性能分野(住棟評価)のうち影響を受ける「分野の数(0～3)」

Mc: 変更設計評価を発行する戸数(枚数)

B: 50戸未満=9,400 120戸未満=8,400 120戸以上=6,500 300戸以上=5,500

C: 50戸未満=0 120戸未満=47,100 120戸以上=226,400 300戸以上=509,400

R: 追加検査対象戸数

※追加検査料金は建設住宅性能評価申請時に、申請者と協議の上法定検査回数以上の検査を実施する場合に適用する。

表3（室内空気中の化学物質の濃度等に係る評価料金）

別途、見積りによる。

表4（建設性能評価の場合の交通費）

- 1.本島内の場合は別途見積りとする。
- 2.住宅の所在地が本島以外の市町村又は離島にあつては申請者と協議の上、表1に掲げる料金に、船又は航空運賃および島内交通費等その実費額を加えるものとする。
- 3.センター取扱い業務と同時に行う場合は申請者と協議の上、減ずることができるものとする。

表5（住宅性能評価書の再交付等の手数料）

住宅性能評価所の再交付等の手数料は次のとおりとする。

（消費税別）

戸建て・共同住宅	交付書1通につき	4,700円
----------	----------	--------